

## 専 門 委 員 提 出 資 料

- ・ 伊達委員

- 「第一回研究開発型ベンチャープロジェクトまとめ」

- 「主要税制まとめ」

- 「研究開発型ベンチャー創出に関する税制措置に関する検討について」





税制、資金（リスクマネー）に関する問題点	問題点	改善策
助成金の審査方法の不適切さ	1	
利益相反の問題	1	
エンジェルの投資額は1200-1300万円と低いレベル（大金持ちエンジェルが少ない）	1	
税制の問題（人が動ける仕組みとして）	1	
（まとめ）第一：税制の問題	1	
税制の問題（エンジェル税制が機能しきれていない、インセンティブにならない）	1	
税制の問題	1	
エンジェル税制が機能していない	1	
様々な税制の問題	1	
税制の問題（ストックオプション課税）	1	
小資金、高コストでのベンチャー起業が多く、死んでいく企業が多い	1	
資金の問題	1	
VC人材の意識の問題（リスク感覚）	1	
資金の問題	1	
政府系助成金計算が積み上げ方であり、実務的には難しいと言う問題点	1	
金融資本の偏り（年寄り側）だが、VB担い手は若手。そのギャップ。	1	
資金流動の非効率性の問題	1	
企業の貯蓄と投資が合うような政策誘導		1
税額控除の必要性（20-25%）		1
投資家にとっての納税（プロセス）の分かりやすさ		1
個人の金を集めて投資家に結びつける必要性		1
レーターフェーズでの支援策の必要性		1
貯蓄と投資の管理の重要性		1

特に、エンジェル税制をいかに機能させるかに関する問題意識。

- ・投資促進（インセンティブ）
- ・ベンチャーと投資家とのマッチング（インフラ）
- ・調整（コントロール）

税制名称	目的	内容概要	(本プロジェクト関連する)対象	適用要件(1)	適用要件(2)	制限	主な関連フェーズ
エンジェル税制	個人投資家に対するベンチャー企業への投資促進	個人がVBに対して投資をした場合、譲渡益に関して、当該利益を4分の1に圧縮(4分の3は非課税)譲渡損失に関して、当該損失を翌年以降3年繰越での繰越控除が可能になる。	個人投資家(FUND経由を含む)	対象となるベンチャー企業 ・設立5年以内の中小企業 ・試験研究費の売上高に占める割合が3%超 ・大規模会社の子会社でないこと ・外部からの投資を3分の1以上とり回していること ・未登録、未上場の株式会社であること	対象となる投資家 ・投資契約を締結している事 ・払込によるベンチャー株式を取得している事 など ・ベンチャーの同族株主は除かれる		ベンチャー創業期 (スタートアップ)
ストックオプション税制	人材確保が大きな課題であるベンチャー企業の人材確保と、牛席確保	・ストックオプションの権利行使時に得た株式の上昇分に対する課税はされない。 ・株式譲渡時の譲渡益に対して申告分離課税される。	ベンチャー企業の取締役、従業員 子会社の役員、従業員	適用要件(1) ・自社の取締役、従業員 ・子会社の役員、従業員  税制適用 ・自社の取締役または使用人である個人 ・自社が直接・間接に50%超所有する法人(議決権のある株式に限る。出資も含む。)の取締役または個人  ・自社の大株主およびその特別関係者	・商法の規定による株主総会の決議に基づいて取締役・使用人との間で締結された契約に基づき付与されたものであること  ・1株当たり権利行使価額が契約締結時の1株当たりの価額以上であること  ・権利行使により取得した株式の保管・管理が、証券会社等に委託等されていること	・1年間の権利行使額が1200万円 ・付与決議の日から2年以内は権利の行使ができないこと ・行使期間が付与決議の日から10年以内の期間ということ ・譲渡はできないこと	成長プロセス全般か?
増加試験研究税	(継続的な)試験研究の促進	・適用年の試験研究費の額が過去5年間のうち、多い順に3年分の平均額を超える場合に、その超過分の15%に相当する額を所得税額(法人税額)から控除。  ・ただし、適用年(適用事業年度)の試験研究費の額が前年(前年度)及び前々年(前々年度)の試験研究費の額を超えていることが条件	ベンチャー企業	青色申告書を提出する個人または法人	内容概要に順ずる	・税額控除額は適用年(適用年度)の所得税額(法人税額)の12%を限度  前年度までの試験研究との相对比较が前提	基礎研究、応用研究フェーズ (但し、VB創出育成プロセスとは異なる議論か?)
中小企業技術基盤強化税	試験研究の促進	<1>個人については、その年分の総所得金額に係る所得税額から試験研究費の10%相当額を控除  <2>法人又は組合等については、その事業年度の所得金額に対する法人税額から試験研究費の10%相当額を控除	ベンチャー企業	青色申告書を提出し、研究開発を行う個人または資本金1億円以下の法人	自ら試験研究を行う場合であって、対象費用 その試験研究に要した原材料費・人件費(その試験研究に専ら従事する専門的知識を備えた者に限る)・経費、その試験研究の一部として要する委託研究費、試験研究用資産の源価償却費	1>個人については、事業所得に係る所得税額の15%相当額を限度。  2>法人又は組合等については、事業年度の所得に対する法人税額の15%相当額を限度。  ・所得、売上との相对比较を前提とした税制	基礎研究、応用研究フェーズ (但し、VB創出育成プロセスとは異なる議論か?)
留保金課税の適用停止・軽減	ベンチャーの自己資本の充実を図る	〔課税停止の場合〕同族会社に係る留保金課税が非課税。 〔軽減の場合〕留保金課税の税額が5%分減額。	ベンチャー企業	<留保金課税の停止の対象> 青色申告書を提出する以下の同族会社  創業10年以内の中小企業  新事業創出促進法の認定を受けた企業。創業からの年数は問わない(大企業も含む)。 認定基準は、 ・成長志向性(概ね5年以内に上場・公開を目指す) ・事業の新規性(新商品の生産、新役務の提供等) ・事業の確実性	<留保金課税の軽減の対象> 青色申告書を提出する資本金1億円以下の中小法人である同族会社		VBの更なる発展(新規事業開拓、第二創業など)
中小企業投資促進税制	設備投資を促進する。(内需拡大??)	取得の場合) 7%の税額控除又は30%の特別償却が受けられます。 (ただし、資本金が3千万円を超える法人の方は、特別償却のみとなります。  リースの場合)(左記<4>の内向船舶の場合を除く) リース費用の総額の60%について、7%の税額控除	ベンチャー企業	青色申告書を提出する個人又は資本金1億円以下の中小法人等	対象となる設備 <1>機械及び装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上(リースの場合はリース料の総額が210万円以上)のもの  <2>特定の器具・備品(電子計算機、デジタル複写機等)で1台又は1基、あるいは同一種類の複数台の合計の取得価額が100万円以上(リースの場合はリース料の総額が140万円以上)のもの  <3>普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)  <4>内航船舶(ただし取得価額の75%が対	取得の場合) 資本金が3千万円を超える法人の方は、特別償却のみ	研究開発に関する設備投資を考えると、研究開発フェーズ

---

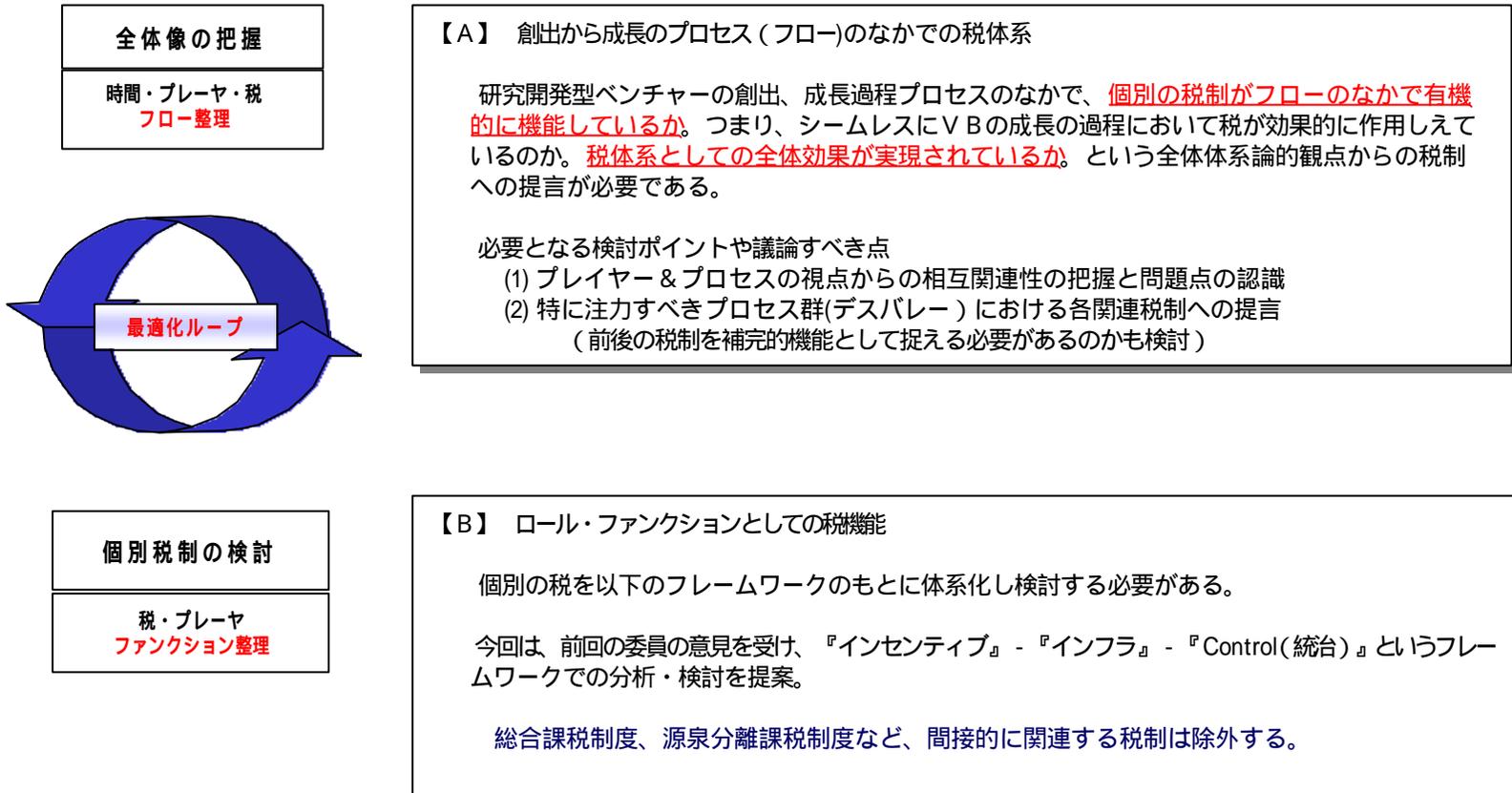
# 研究開発型ベンチャー創出に関する税制措置に関する検討について

イーグルマトリックスコンサルティング(株)

研究開発型ベンチャーの成長フローに関連する税制検討

関連税制のベンチャーの創出から成長過程へ現行の税制がその関係者に対しどのような効果をもたらしているのかを、俯瞰し、その上で、個々の税特性を分析し、改善ポイントを洗い出す。全体最適から個別最適、そしてその作業をループさせることにより、より制度の高い政策を目指すものとする。

(時間的制約・その他さまざまな制約が存在する今回の会議。議論の焦点を絞り、即時効果項目を集中審議する必要がある)

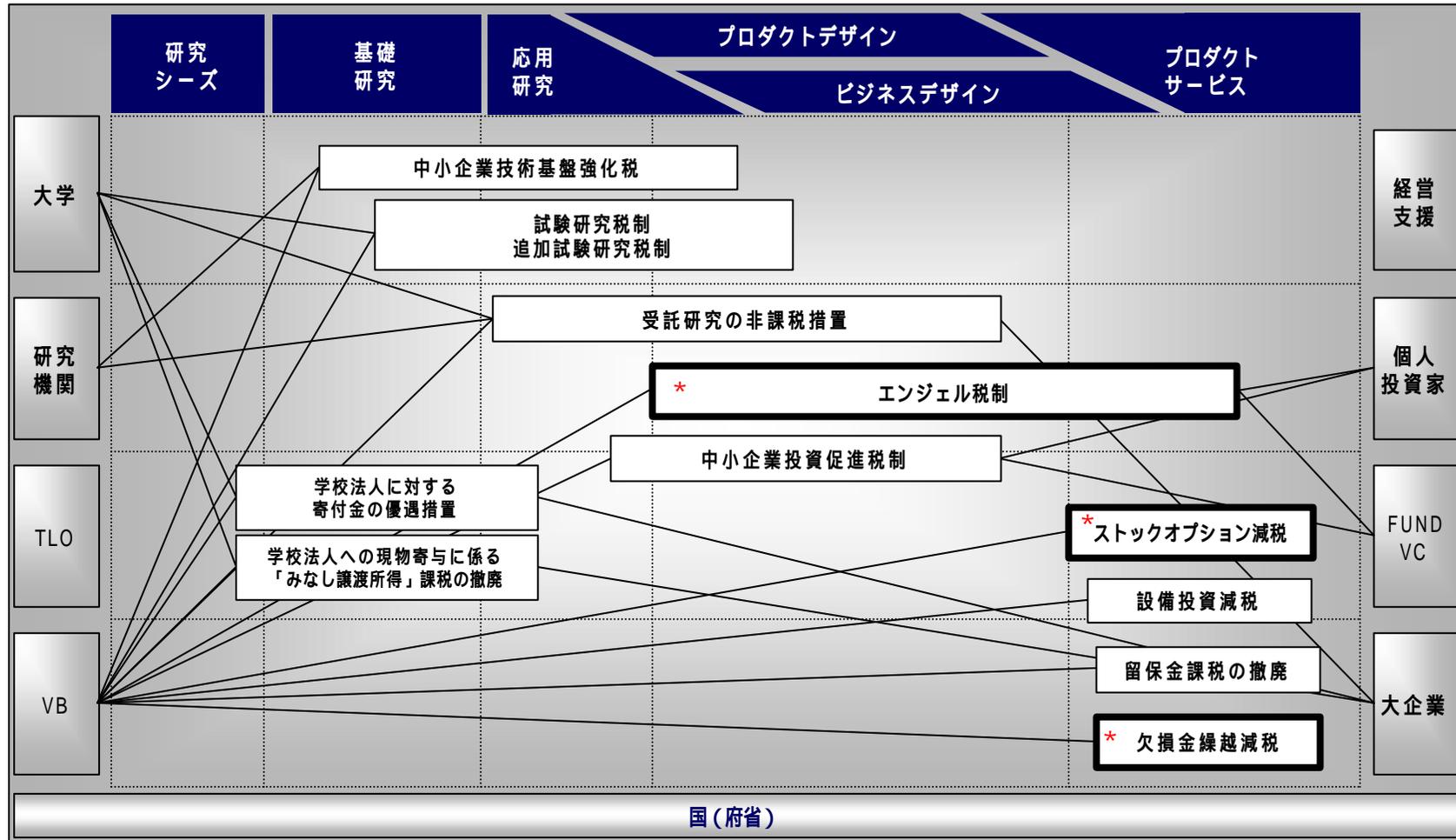


【A】 創出から成長のプロセス(フロー)のなかでの税体系検討

フローの中での税制という観点で、以下の作業を行う必要があると考える。

- (1)現状の税体系を、プレイヤー & プロセス的視点からのその相互関連性の把握と、その上での問題の識別
- (2)上記作業で挙げられた問題点をベースに、特に注力すべきプロセスにおける税制の洗い出しと、全体のなかでの位置付けの明確化

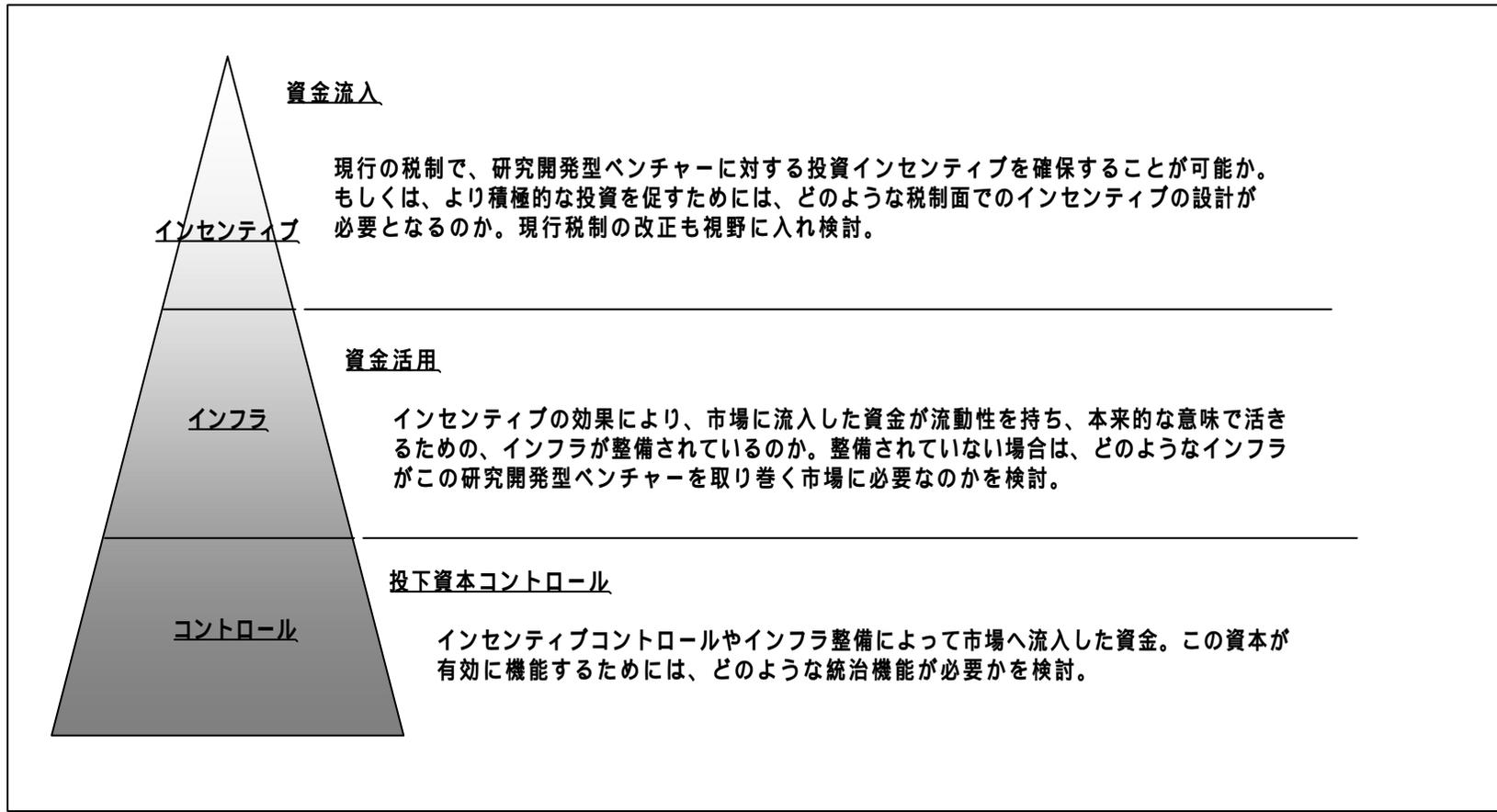
研究開発型ベンチャー創出プロセスにおける税措置マップ概念図



【B】 ロール・ファンクションとしての税機能

『インセンティブ』 - 『インフラ』 - 『コントロール(統治)』というフレームワークでの税の個別分析・検討を提案

下記に示すフレームワークは今回税に関する個別論議をするにあたり、どのような観点から組み立てるかに関する一つの提案である。ある程度論議のフレームを確定することで、網羅的に税に関して検討することが出来る考える。

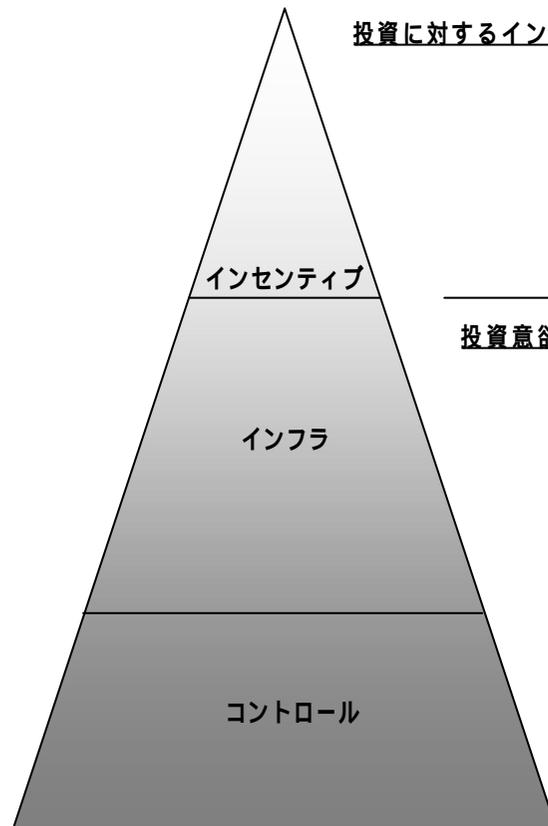


## 【B】エンジェル税制に関するフレームワークによる検討の

『インセンティブ』 - 『インフラ』 - 『コントロール』 という3ポイントからなるフレームワークで、その税機能を捕捉し、有効性を検討するとともに、現行の改善の必要性事項を税改正ポイントとしてまとめる。以下では、今回議論の中心になると想定される、エンジェル税制に関して、このフレームワークに添った形で検討した例である。

(これをたたき台として、今回の議論を進めることが出来ればと考えて)

### <エンジェル税制に関する例>



#### 投資に対するインセンティブを働かせる為には

- ・投資自体を税額控除対象とする
- ・譲渡益を得た場合、申告分離課税の税率26%の実効税負担率が6.5%に軽減する  
**特例措置として非課税措置へ**
- ・譲渡損繰越控除を、有価証券取引での損益通算から、全所得に対する損益通算へ
- ・株式取得から3年以上という保有期間 **年数制限を撤廃**
- ・設立5年以内 **設立1~2年以内へ(経営スピードへ対応)**

#### 投資意欲の創出により流入する資金に流動性を持たせるためには

- ・研究開発型VB市場範囲を明確にし、適応基準をクリアに
- ・未公開VBと投資家とを積極的にマッチングさせる仕組みの整備  
(特に、情報流通やグリーンシート市場の活性化)
- ・**私募債の取り扱い主体の適格範囲の拡大(VC、FUND、経営コンサル)**

#### 統治機能を働かせるためには

- ・休眠状態の**リビングデッド株式**に対する優遇措置を実施する為の、**監査方式の整備**  
(“無価値”であることの“審査”機関、何をもって“無価値”とするか?等)
- ・コーポレートガバナンスを本来の意味で機能させ、資本の意味を所有・経営の両ポイントから牽制し、本来の株式会社体の体をなすために、